

草津市教育委員会の社会教育関係団体への登録に関するQ&A（よくある質問）

※要綱 = 草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱

○ 登録団体の基準【要綱第4条関係】に関すること。

Q：「(1) 公の支配に属さない団体で、(中略) **社会教育振興に寄与する事業を行う団体であること。**」とは、どういうことなのでしょう？

A：「社会教育振興に寄与する」とは、活動の大半を社会教育に関する事業に費やすことを言います。ただし、市の事業や他の団体等が行う社会教育事業に単に参加するだけでは、該当しません。自主的な事業実施が必要です。

さらに、組織的・計画的な社会教育事業を行っていただく必要があり、単発的な活動・趣味や役務の提供を目的としたボランティア活動のみでは、社会教育活動とみなしません。

Q：「(2) 市域におけるまちづくり活動に積極的に寄与する団体であること」とは、どういうことなのでしょう？なぜ必要なのでしょう？

A：本市においては、協働のまちづくりを推進しており、社会教育関係団体の皆様方におかれましても自らの社会教育活動のほかに、**まちづくり活動（地域イベントへの参加、ボランティア活動など）**に貢献していただくことが必要になります。

Q：市域におけるまちづくり活動の内容は、どこに記入すればよいのですか？

A：事業計画書および事業実績報告書に、その活動内容をお書きください。

Q：「(3) 団体運営については、団体に主体性があり、営利事業を目的としない団体であること。特に活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。」とありますが、すべての営利事業はダメなのでしょう？

A：営利事業は基本的に不可としますが、**バザーなどのように、収益金を寄付や団体の活動資金などに充てる場合は例外とします。**

Q：「(7) 団体活動が組織的に過去1年以上継続しており、その活動が将来も計画的に継続が見込めること。」とあるのはなぜなのでしょう？

A：例えば、単発的に活動しているものや期間を限定し特定の目的達成のために結成されたものは、長期的な社会教育活動が継続されるものではないため、登録はできません。

Q：「(8) 規約および経理機構を有する団体であること。また、健全な自己財源を持つものであること。」の「経理機構」とは、何なのでしょう？

A：「経理機構」とは**会計簿があり、代表者とは異なる会計役員がおられること**を言います。会計簿がない場合は作成していただきますように、お願いします。

裏面につづく→

Q：「(9) 組織および活動に参加を希望する者が、新たに加わることのできる団体であること。また、集団内活動のみでなく、地域全体への普及啓発活動があること。」の地域全体とは、どの程度の範囲のものでしょうか？

A：地域全体とは、少なくとも**学区・地区（小学校区）単位以上**を指します。町内会などの一部組織的な活動、その地域固有の課題、問題に対する学習のみをするような場合は、ここでの団体の登録要件を満たしません。

また、会員間内のみの教育・学習活動に終わっているもの、団体内での技量向上を目指すのみの活動についても、登録要件を満たしません。

Q：「(11) 草津市域を活動の拠点としている団体であること。」とは、どのようなことでしょうか？

A：事務所を草津市内に置いていること、活動場所の大半が草津市域であることです。

### ○登録の期間について【要綱第7条関係】に関すること

※ 施設使用料の減免・免除制度については、今後各施設の管理規則が改正された場合、適用がなくなる可能性があります。

Q：今回の申請による団体登録期間は、いつまででしょうか？

A：令和6年9月1日（日）以降に申請いただいたものについては、令和9年8月31日までです。

Q：登録申請期間は決まっていますか？

A：登録申請はいつでもできます。ただし、登録期間は承認日から令和9年8月31日までとなります。

### ○登録団体の責務について【要綱第10条関係】に関すること

Q：登録された後に、会長の変更や事務所の変更など申請書の内容に変更があった場合は、どうすればいいのでしょうか？

A：変更があったときは、直ちに「登録内容変更申請書」を提出してください。変更後の団体登録証を発行します。

### ※ 注意事項

#### 登録の取り消しについて【要綱第11条関係】

登録団体が虚偽の申請あるいは、要綱第10条による登録団体として法令、規則その他社会的規範を遵守しない場合、活動実績が1年以上ないまたは会員相互の親睦交流のみの活動実績の場合は団体の登録を取り消します。

その他、御不明な点、御質問がありましたら、下記まで御連絡ください。

草津市教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係

TEL：077-561-2427 FAX：077-561-2488

Eメール：shogaku@city.kusatsu.lg.jp